

F 0・8・1

令和2年11月11日

請求人 クスノキ(学名 *Cinnamomum camphora*) 様

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 橋 本 慎 一

同 久保田 浩 孝

同 大 槻 和 弘

#### 相模原市職員措置請求について(通知)

令和2年10月22日付けの相模原市職員措置請求(以下「本件請求」という。)については、次のとおり却下したので通知します。

#### 1 請求の要旨

相模原市は、平成20年10月1日付けで、神奈川県立相原高校の敷地にあったクスノキを保存樹木に指定した。指定番号は、195である。相模原市生物多様性に配慮した自然との共生に関する条例(令和元年10月1日制定・条例第26号、旧相模原市緑化条例=昭和47年条例第29号=を改正)は、第12条で「市長は保存樹木を指定できる」と定め、第14条で「市長は、保存樹林等の保全に必要があると認めるときは、その所有者に対し、その維持管理に当たって必要な規則で定める支援を行うものとする」とうたっている。相模原市生物多様性に配慮した自然との共生に関する条例施行規則(令和2年2月10日制定規則

第4号、旧相模原市緑化条例施行規則＝昭和47年規則第41号＝を改正)は、第8条で「(1)30万円を上限として、保存樹林の維持管理に要する費用の2分の1の額……の補助金の交付(2)保存樹林の属する土地に係る固定資産税及び都市計画税に相当する額……の補助金の交付(3)保存樹木の健康状態の診断の実施(4)20万円を上限として、保存樹木の健康状態の診断を受けた結果、必要とされた樹木治療、剪定等の保存樹木の維持管理に要する費用の2分の1の額……の補助金の交付」を前記条例第14条の支援策として定めている。相模原市長本村賢太郎は、同規則により令和元年7月21日に専門の委託業者並びに樹木医による健康状態の診断を実施した。診断の結果は、「樹勢衰退が著しく、根株の被害も進行傾向である。保全のためには、早期の枯れ枝剪定と土壌改良等による樹勢回復措置の実施が必要である」というものであった。この結果が示されたにもかかわらず、相模原市長本村賢太郎は何らの治療もせずに、当該木を放置してきた。本件請求者への令和2年1月24日付けの文書で市長は「当該クスノキについては、相原高校の申出により、……保存樹木としての指定を行い、協定により神奈川県が日常的な管理を行うこととなっております。したがって、……緊急治療につきましては、市は必要と認められた治療等について、支援を行う制度がございますが、その実施の可否については神奈川県の判断となるものです」と述べている。

保存樹木は市の財産である。治療費を支援する制度があるにもかかわらず、県への働きかけもせず適正な処置をしないまま治療を放棄したことは、地方自治法第242条第1項の「財産の管理を怠る」行為に該当する。また、市長は、令和2年3月31日で切れる保存樹木の指定について「まちづくりをすすめる上で現在の位置に保存することはないとの本市の意向を受け、再指定をのぞまないとの確認書の提出が神奈川県からあった」として更新しなかったものである。この行為も同法違反を助長するものである。保存樹木の所有者は県であるが、指定したのは相模原市である。前記した相模原市生物多様性に配慮した自然との共生に関する条例には、「市の責務を明らかにするとともに、協働によるその保全等を効果的に推進するために……良好な自然環境の形成及び……自然が共生するまちづくりに寄与することを目的とする」と定めている。この条例の趣旨を自ら歪め、財産の管理を怠った市長に必要な措置を求める。

(請求の要旨は、原文のまま記載した。)

## 2 却下した理由

住民監査請求は、住民全体の利益を守る見地から、当該地方公共団体の構成員である住民に対し、違法又は不当な財務会計上の行為等の防止又は是正を監査委員に請求する権能を与え、もって当該地方公共団体の適正な財務行政の運営を確保することを目的としたものである。

したがって、住民監査請求ができるのは、当該地方公共団体の住民とされており(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項)、かつ、住民監査請求を行うことは法律上の権利行使に当たるため、請求人には法律上の行為能力があることが求められる。

これを本件についてみると、本件請求の請求人であるクスノキは樹木であり、意思能力はもちろんのこと、法律上の行為能力が認められないことは明らかである。

したがって、本件請求の請求人は、住民監査請求の請求人としての資格を欠いており、法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を具備しておらず、適法な請求とは認められないため、これを却下すべきものと判断した。

以 上